

育児休業等職員給与細則

平成16年4月1日

細則第 25 号

改正 平成18年3月13日細則第 8 号

(総則)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（平成16年規程第14号。以下「給与規程」という。）第32条の規定による育児休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(期末手当等の支給)

第2条 給与規程第32条第2号の「別に定めるこれに相当する期間」は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1) 育児休業をしていた期間

(2) 期末手当及び勤勉手当支給細則（平成16年細則第24号。以下「期末勤勉手当支給細則」という。）第2条第3号に掲げる職員として在職した期間

(3) 休職にされた期間（期末勤勉手当支給細則第4条第2項第3号に掲げる期間を除く。）

(職務復帰後における給与等の取扱い)

第3条 給与規程第32条第3号の「別に定める」は、次に掲げるとおりとする。

(1) その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（平成16年細則第28号）第45条の規定に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(2) <削除>

(雑則)

第4条 この細則に定めるもののほか、育児休業等の給与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。